

11月は「不法投棄防止強調月間」です

STOP不法投棄！発見したらすぐに通報を！



茨城県では、産業廃棄物の不法投棄や不適正な残土処分の撲滅に向けて、不法投棄防止強調月間に集中的に監視パトロールを実施しています。また、年々悪質・巧妙化している不法投棄事案に対しては、「捨て得は許さない」という方針で、不法投棄行為者、搬入業者、排出事業者、土地提供者等に対して撤去指導を行っています。

不法投棄の防止・解決には、早期発見・早期対応が最も重要です。不法投棄を発見した場合は、専用フリーダイヤル「不法投棄110番」へ通報をお願いします。

不法投棄110番 (フリーダイヤル)

☎0120-536-380

受付日時▼月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分 ※上記以外は、ひたちなか警察署(☎272-0110)へご連絡ください。

【空き地を所有する方へ】空き地の適正な管理をお願いします

村には近年、「隣の土地に雑草が繁茂し、虫が発生したり、ごみをポイ捨てされたりして困っているの、指導してほしい」といった相談が多く寄せられています。管理の不徹底な空き地は、周囲の景観や生活環境を損ない、ごみのポイ捨ての対象となりやすいためだけでなく、火災や犯罪の発生の誘因にもなります。空き地を所有する方は、定期的な見回りや草刈りなど、土地の適正管理にご協力をお願いします。



【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)、茨城県廃棄物規制課(☎301-3035)

ごみの屋外での焼却行為は法律で禁止されています！

廃棄物を屋外で焼却する行為は、一部の例外を除き法律で禁止されています。違反すると、5年以下の懲役や1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金などが科せられます。ごみを屋外で焼却すると、大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障を来します。近くにお住まいの方の迷惑となりますので、絶対に行わないようにしましょう。



廃棄物は屋外で焼却せずに「燃えるごみ」として出しましょう

【ごみ集積所に出す場合】

- ▽雑草(落ち葉)、枝(枝葉)は…「燃えるごみ指定袋」に入れる
- ▽「燃えるごみ指定袋」に入らない枝(枝葉)は…直径10センチメートル・長さ50センチメートル以内に束ねて「粗大ごみ処理券」を貼るか、「燃えるごみ指定袋」以外の丈夫な袋(「枝」と表示して「粗大ごみ処理券」を貼付)に入れる ※1回のごみ出しの量は50キログラム以内とし、枝(枝葉)以外のごみを入れない。

【東海村清掃センターに持ち込む場合】

- ▽枝(枝葉)は…長さ1メートル以下にする ※雑草(落ち葉)、枝(枝葉)とも50キログラム以内は無料ですが、量が多い場合は受け入れできないことがあります。

ごみの出し方など詳細はこちら▶



周囲の迷惑となる焼却行為はやめましょう

風俗慣習上・宗教上の行事や、農業・林業・漁業等の営み上やむを得ない場合、災害時など、「ごみの屋外焼却禁止の例外」に該当する場合でも、生活環境上支障が生ずるなどの苦情があるときは、指導等の対象となります。また火災の恐れがあるため、焼却中は火元から絶対に離れないようにしましょう。

【もみ焼き】の際はマナーを守りましょう

稲刈り後の田で行われる「もみ焼き」について、煙などに関する多くの苦情が村へ寄せられています。もみ焼きの際は、「住宅地では行わない」「周囲の住民に迷惑を掛けない」などの配慮をお願いします。

【問い合わせ】▽ごみの屋外での焼却行為に関する事…環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)▽ごみの直接搬入に関する事…東海村清掃センター(☎282-7289)